

平成25年2月28日(15:30)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
災害救助専門官 日野 徹(内線2819)
救助係長 吉元 信治(内線2819)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3595)2614

今冬期、山形県における大雪にかかる災害救助法の適用について
(第2報)

1 災害の概要

山形県において、連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれがあり、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じていることから、山形県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【山形県】 尾花沢市(おばなざわし)	2月26日	連日の降雪により、これを放置すれば住宅の倒壊により多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じている。	
※大石田町(おおいだまち)	2月28日		

(注) ※は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・障害物の除去